

多摩30市町村における法定外の広域連携

(1) 分野による分類

分野	件数	具体例
①行政全般	4	広域連携推進協議会
②流域	22	多摩川流域協議会
③交通	15	三鷹・立川間立体化複々線促進協議会
④し尿処理	0	(※法定の一部事務組合のみで実施。)
⑤環境	9	緑の情報連絡会
⑥施設等相互利用	3	図書館間相互貸借
⑦システム開発	3	東京電子自治体共同運営協議会
⑧防災	8	震災時の相互応援に関する協定
⑨まちづくり	15	多摩ニュータウンまちづくり協議会
⑩観光	3	多摩FC交流会
⑪基地対策	3	横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会
⑫地域振興	5	多摩東部広域産業政策連絡会議
⑬文化行政	3	東京都公民館連絡協議会
⑭保健福祉	12	多摩地域福祉有償運送運営協議会
⑮行政事務	10	東京土地区画整理事業推進連盟
⑯大学等	2	(社)学術・文化・産業ネットワーク多摩
⑰収益事業	0	(※法定の一部事務組合のみで実施。)
⑱その他	1	経営シミュレーションセミナー
合計	118	

※分野については、市長会事務局において区分した。

(2) 性格による分類

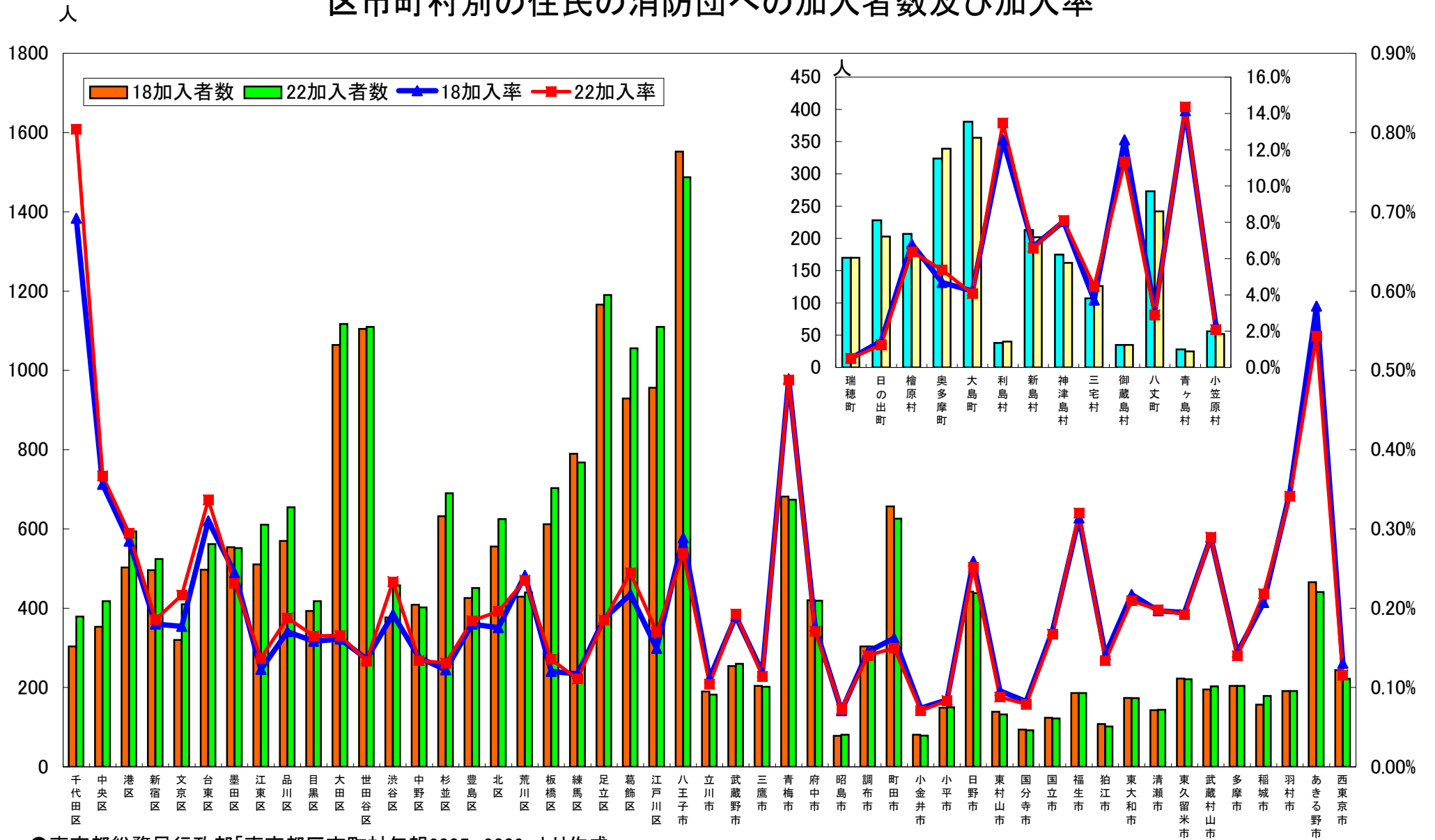
種別	性格	件数
ア 要望型	事業促進や予算獲得に向けた要望、陳情など	18
イ 連絡調整型	情報交換、調整、協議、対策など	70
ウ 共同運営型	事務や事業の共同処理	30

(3) 加盟団体数による分類(多摩26市の加盟状況)

加盟団体数	件数
1市～4市	47
5市～10市	40
11市～25市	19
26市(全て)	12

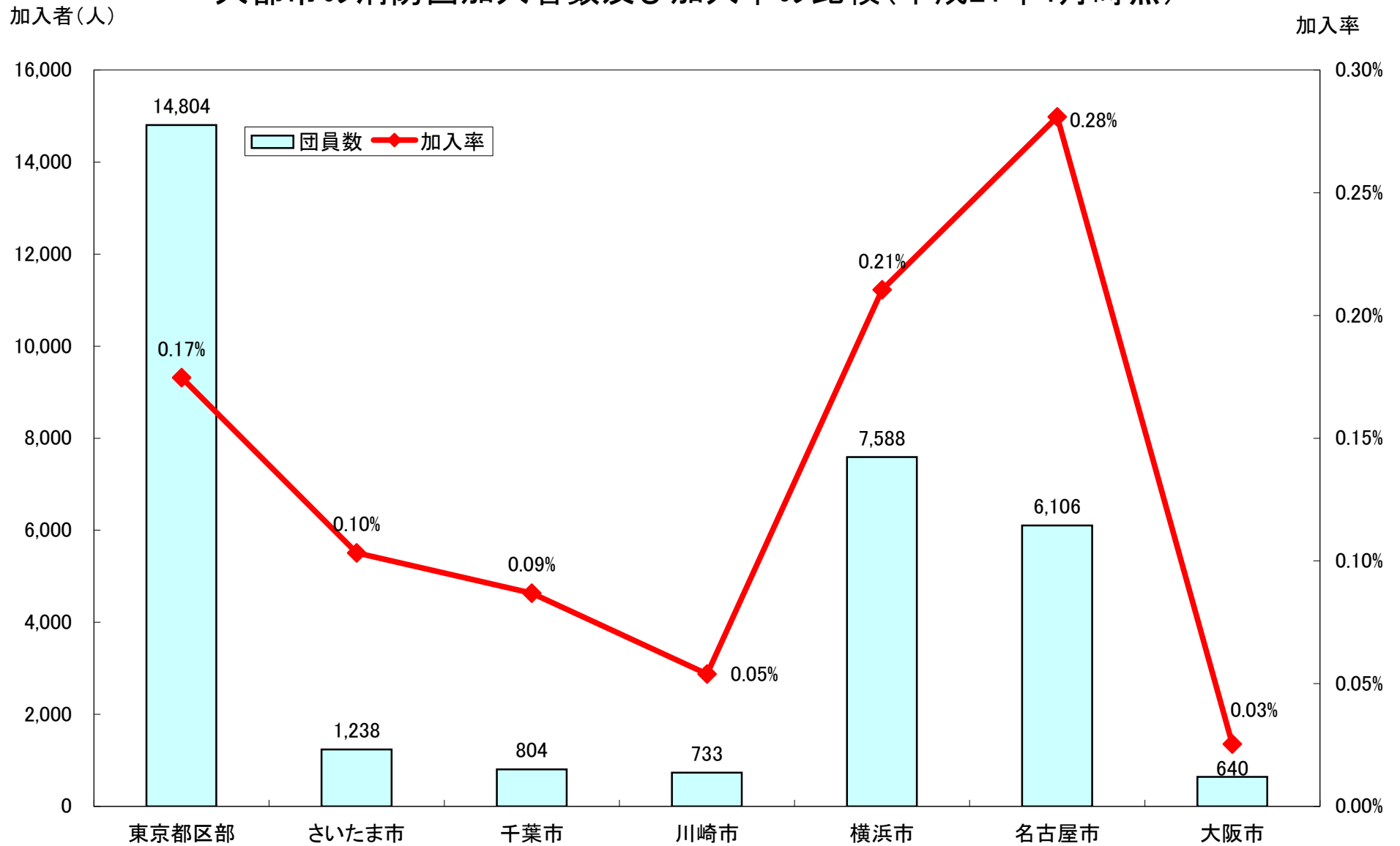
●東京都市長会「広域連携の勧め～多摩の魅力を高める18の連携～」(平成18年11月)より作成

区市町村別の住民の消防団への加入者数及び加入率



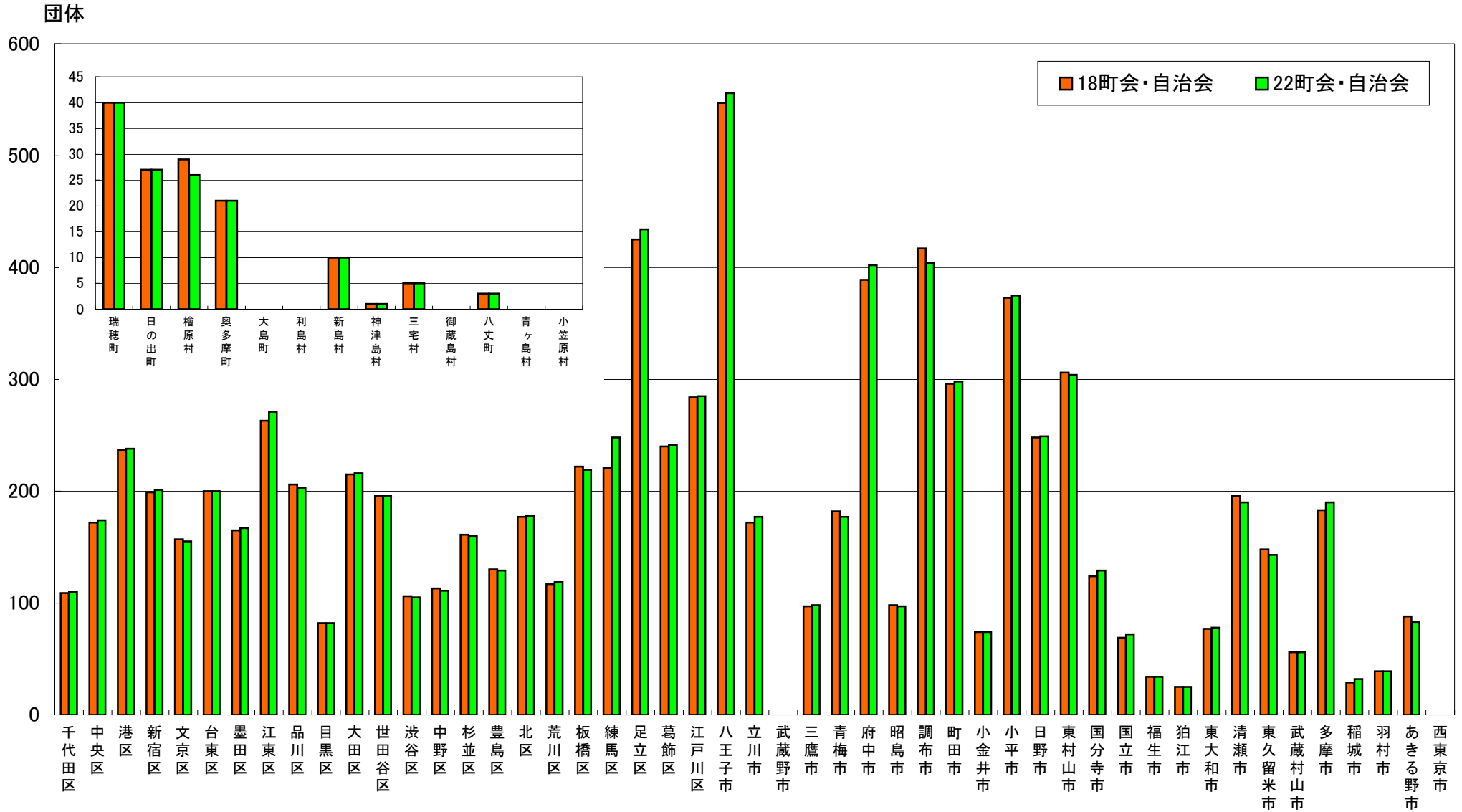
- 東京都総務局行政部「東京都区市町村年報2005、2009」より作成
- 18＝H18.1.1現在、22＝H22.1.1現在である。
- 加入率＝加入者数÷H18.1.1(H22.1.1)の住民基本台帳人口

大都市の消防団加入者数及び加入率の比較(平成21年4月時点)



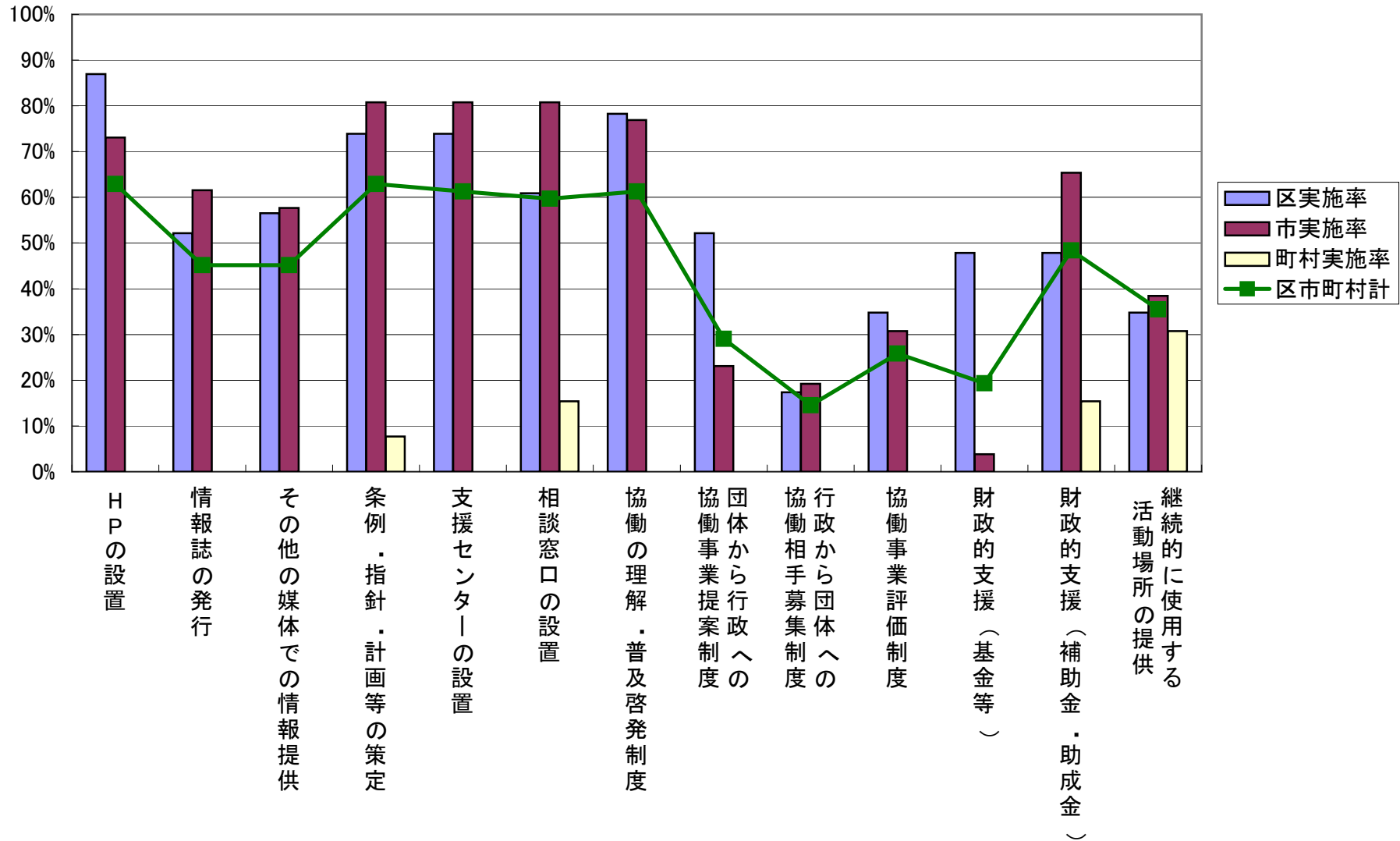
- 総務省消防庁ホームページ「消防団の概要(各消防団別)」より作成。
- 加入率の算出に当たり使用した人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口である。
- 大阪市は、機能別消防団(=能力や事情に応じて特定の活動のみに参加する)である。

区市町村別の町会・自治会数



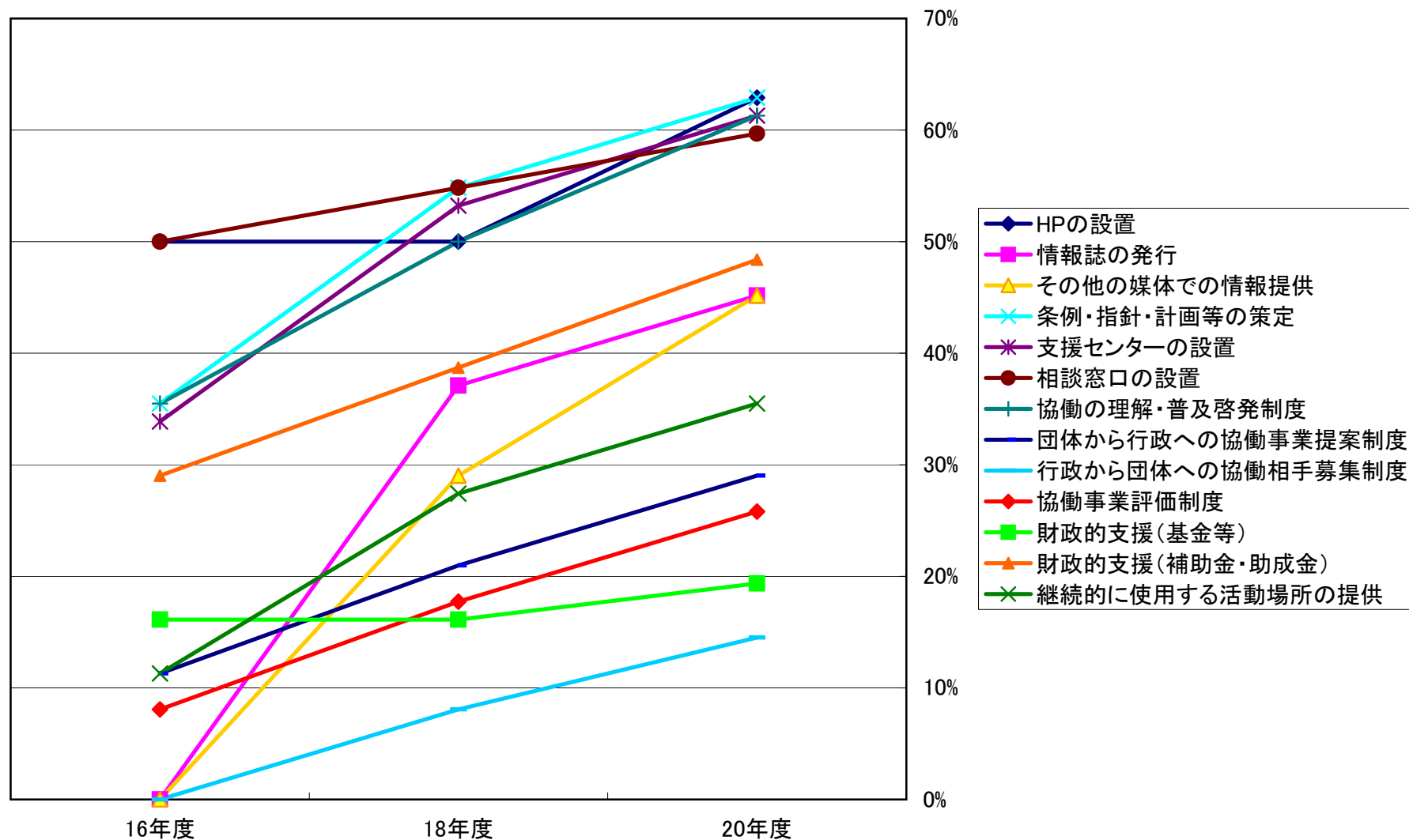
●東京都総務局行政部「東京都区市町村年報2005、2009」より作成
 ●18=H18.1.1現在、22=H22.1.1現在である。

東京都内区市町村におけるNPO支援・協働に関する施策の実施状況(平成20年度)



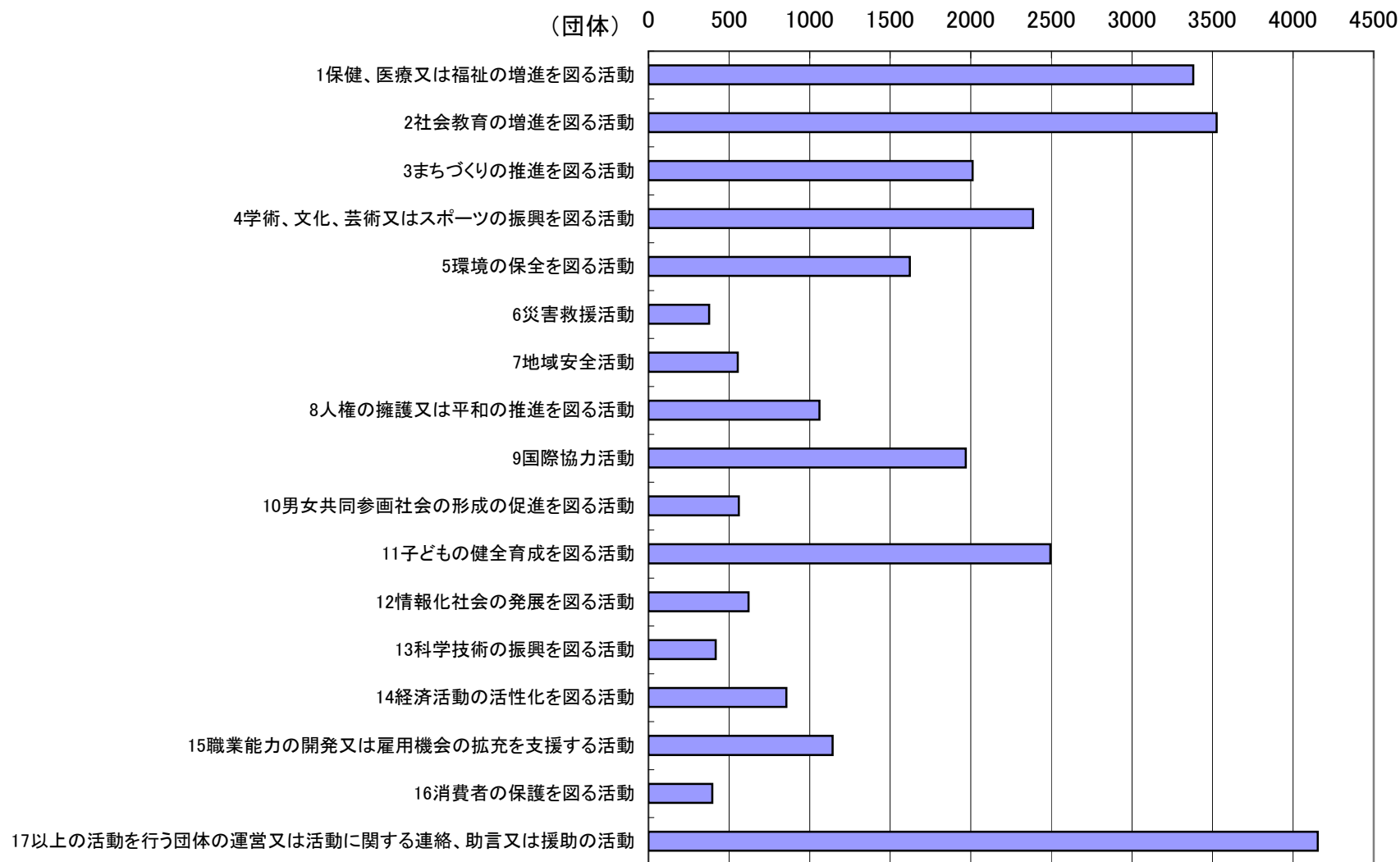
※出典:東京都生活文化局「都内区市町村におけるNPO支援・協働に関する施策の実施状況調査」データにより作成

東京都内区市町村におけるNPO支援・協働に関する施策の実施状況の推移



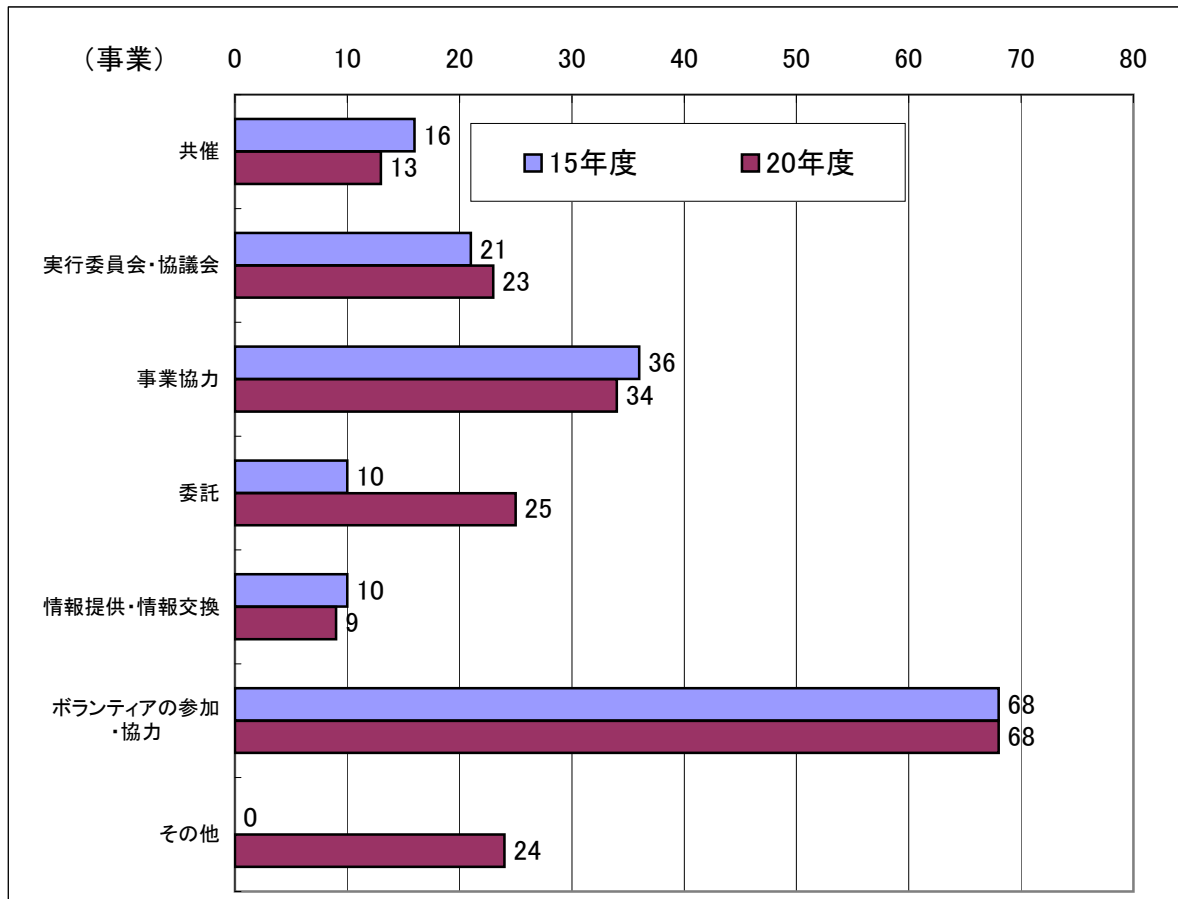
※出典：東京都生活文化局「都内区市町村におけるNPO支援・協働に関する施策の実施状況調査」データにより作成

東京都におけるNPO法人設立認証団体の活動分野(平成22年7月31日現在)

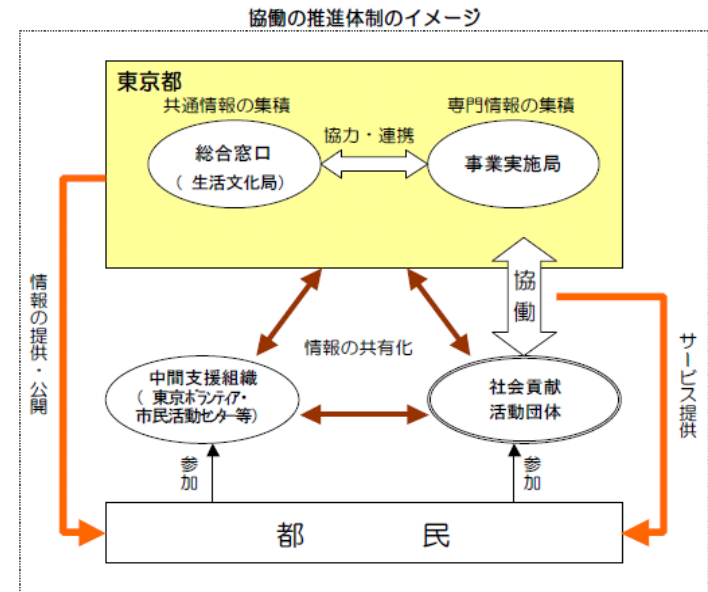


※出典:東京都生活文化局HP「NPO法人設立認証団体一覧」により作成
 ※平成22年7月31日現在 認証団体 6,594団体

東京都における社会貢献活動団体等との協働事業実施状況(平成20年度)



- <主な協働形態>
- 都が実施主体の一員となる形態
…共催、実行委員会・協議会、事業協力など
 - 都が直接の実施主体とならない形態
…委託など
 - その他
…情報提供・情報交換など



<参考>

- 共催** 社会貢献活動団体と行政等が主催者となって共同で一つの事業を行う協働形態。
- 実行委員会・協議会** 社会貢献活動団体と行政等で構成された「実行委員会」「協議会」が主催者となって、事業を行う協働形態。
- 事業協力** 社会貢献活動団体と行政との間で、それぞれの特性を活かす役割分担を取り決めた協定書を締結するなど、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態。
- 委託** 行政が社会貢献活動団体に対して、協働になじむ業務を委託する協働形態。行政にはない専門性・先駆性や社会貢献活動団体の持つネットワークが求められる事業に有効。
- 情報提供・情報交換** 行政が社会貢献活動団体から協働事業の提案を受けたり、都民ニーズや協働事業に関する意見を聞いたりする協働形態。

※出典:東京都生活文化局「平成20年度社会貢献活動団体等との協働事業実施状況調査」により作成

平成21年度 地方公共団体の行政改革事例(地域協働の推進)

16事例			
番号	団体名	取組名	取組内容
1	岩手県	いわて公共サービス・マッチングシステム	県と民間企業との間で、より包括的な連携を推進し、両者の連携した取り組みにより県民サービス向上を図るため、県公式ホームページでの専用ページの開設や、企業からの提案の受付・調整を行う窓口の設置(一元化)を行う。
2	岩手県大船渡市	市民文化会館自主事業実行委員会活動	市民文化会館建設時に、設計内容や運営のあり方に関する検討の中心であった企画運営委員会の後を受け、開館後の運営の一翼を担うため、平成19年10月に新たに設立された市民参画型組織が、市民文化会館の自主事業について自ら企画・実施している。
3	宮城県多賀城市	大学と連携した第五次多賀城市総合計画策定業務	市の最上位計画となる第五次多賀城市総合計画の策定に当たり、多くの市民が参画する「まちづくり懇談会」の会議の進行、取りまとめを地元大学である東北学院大学と協働で行うこととした。 本市が標榜する総合計画策定は、地元大学を協働のパートナーとして作業を進めるものであり、「委託者と受託者」という関係とは根本的に異なる。大学教授陣が有するファシリテーション能力、専門性の高い知識と官僚的にならない市民参加型の会議の進め方は、参画する市民から好評を得ている。
4	秋田県秋田市	地域拠点施設の整備と市民協働による施設管理の導入	市内を7地域に分け、各地域に「市民協働」「都市内地域分権」を推進する拠点施設として「市民サービスセンター」を整備し、その地域に密接に関連する事業予算を配当・執行するとともに、市民の行政への参加機会拡充を行うという市民サービスセンター整備構想に基づき、平成21年5月に西部市民サービスセンターを開設した。 西部市民サービスセンターの貸出施設(公民館・コミュニティセンター機能)の管理については、市民協働の観点から、指定管理者制度により、地域住民が結成した「住民自治協議会(地域づくり組織)」に委託している。
5	東京都国分寺市	国分寺市提案型協働事業	福祉・教育・環境など複雑化・多様化する地域の課題の解決や、市民のニーズに対して、市民の視点から事業提案をしていただき、市民活動団体と市が協働で行うことで、地域の課題解決や市民サービスの向上を図る事業である。 本事業を進めることで、(1)市民活動団体と市との協働事業の推進、(2)新たな公共の構築に向けてのツールづくり、(3)市民視点による行政サービスの展開、(4)市政の透明化とスリム化、(5)新たな雇用促進、を達成することができると考えている。 この制度は、平成19年度より3年間試行運用しており、平成20年度より事業を実施している。20年度は5件、21年度は6件の事業を提案型協働事業として実施している。
6	長野県岡谷市	市民参加による「公共施設のあり方検討」	特定分野に限ることなく公共施設全体のあり方について、市民参画による議論・検討を行い、住民と行政の協働により施設の民営化、統合、廃止、管理運営の見直しが進められており、行財政改革と市民総参加のまちづくりの推進が図られている。
7	静岡県菊川市	菊川市1%地域づくり活動交付金制度の創設	市民税1%相当額(あくまでも目安)を原資として、市民が実践するまちづくり・地域づくり活動に対し経費の一部を助成するもので、「市税の使い道を市民が決める」といった発想をもとに、コミュニティ協議会や自治会、NPO、ボランティア団体、社会貢献を行う企業などが、地域の親睦や交流、身近な地域課題の解決、市民自らが考え実践する活動に対し、活動資金の一部を助成する公募型(手上げ方式)の交付金制度を創設した。
8	愛知県	協働ロードマップ策定手順書の作成	1 協働ロードマップ策定手順書の作成 (1)NPOとの協働を促進するため、県とNPOが対等な関係で議論し、平成16年5月、全国に先駆けて「あいち協働ルールブック2004」を発行した。 このルールブックに沿って、NPOとの協働を進めてきたが、今後、NPOとの協働の成熟を目指す上で、事業の実施段階における協働はもとより、事業を企画立案する前の段階から中長期的課題を共に協議し、問題意識を共有するとともに、今後の課題解決の方策を探っていくことが重要になってくる。 平成19年2月には、NPOと行政の継続的な協議・検証を行うために設置された「NPOと行政の協働に関する実務者会議」において、「中長期的課題に関するオープンな議論の場」の必要性が示された。 これを受けて、こうした「協議の場」を活用して「協働ロードマップ」づくりを推進し、「あいち協働ルールブック2004」による協働の更なるレベルアップを目指すこととした。 (2)平成20年度に学識者やNPO関係者、行政担当者で構成する「協働ロードマップ検討会議」を設置し、NPOと行政との協働の促進を図り、福祉や環境などの様々な分野における「協働ロードマップ」づくりを推進するため必要な手順について検討した。 そして、平成21年3月に、この検討の成果を取りまとめたものを「協働ロードマップ策定手順書」として作成した。 2 「協働ロードマップ」とは 行政、NPOを中心とした公共を担う各主体が、中長期的な視点に立ち、県政各分野における特定課題をテーマに協議することにより、問題意識やビジョンを共有し、連携して公共サービスの向上を目指す方向性を示す行程書である。

平成21年度 地方公共団体の行政改革事例(地域協働の推進)

番号	団体名	取組名	取組内容
9	愛知県蟹江町	輝来都(きらっと)かにえ・協働まちづくりモデル事業	地域課題の解決を図るとともに、住民団体等の活動を活発化させ、町と住民との協働による各分野のまちづくりを進展させることを目的として協働まちづくりモデル事業を実施した。
10	京都府	府民公募型安心・安全整備事業	府が管理する道路や河川、建物等において、従来の事業手法に加え、府民のみなさんが日頃から感じている身近な安心・安全のための改善箇所を公募し、地域や市町村からの要望とともに、事業箇所を決定する府民参加型の新しい公共事業の事業手法を導入した。これにより、府民のみなさんの府の施設に対する関心や地域に密着した身近な安心・安全の向上を進めるとともに、住民が地域をより良くしたいと考え、行動する「住民力」を活かした住民自治型行政への転換を図る。
11	兵庫県加古川市	NPOとの協働による子育て支援事業の展開	市では、3次に亘る行革緊急行動計画に基づき行財政全般に関して見直しを行ってきた。平成20年度には、平成17年度から21年度までの計画「第3次行革緊急行動計画」と相まって、平成23年度を目標年度とする「加古川市行政経営改革プラン(第4次行革緊急行動計画)」を策定し、効率性や有効性の視点から、更なる事務事業の見直しを進めている。 加古川市行政経営改革プランでは「子育てプラザの管理運営委託」の取り組みを掲げている。これは単なる定員適正化の推進による職員数の削減、また業務の民間委託による経費削減の観点にとどまらず、事業の有効性を重視し、子どもや子育て中の親が利用する施設を子育てサークル・グループで構成される団体へ委託し、地域コミュニティとの協働による事業の推進を目指した取り組みとして実施している。
12	徳島県	とくしま“トクトク”事業の実施	限られた財源のもと、広く県民の皆様のノウハウ、パワー、ネットワークなどを最大限に活かすため、これまで以上に県の創意工夫と県民の積極的な御協力を基本とする『21世紀の新しい行政のかたち』を目指して、「ゼロ予算事業」、「県民との協働事業」、「県民スポンサー事業」を推進する。
13	愛媛県八幡浜市	八幡浜市じゃこ天国油田化プロジェクト(企業提案型資源リサイクル事業)	平成20年2月に策定した「八幡浜市地域省エネルギービジョン」の中で最重点項目とし、市民・事業者・行政の三位一体で取り組んでいく事業の一つとしてバイオディーゼル燃料の導入を事業化し、平成21年5月から取り組んでいる。 これは、市内から排出される廃食用油を回収するとともに、そこから精製したバイオディーゼル燃料をごみ収集車等の公用車に使用して、廃棄物の減量化と循環型社会の構築を目指すものである。 この取り組みは、水産練り製品、なかでも「じゃこ天」の製造が盛んな八幡浜市が、廃食用油という軽油に代わるバイオディーゼル燃料の油田を擁している一つの国という事で「八幡浜市じゃこ天国油田化プロジェクト」と名付けた。
14	福岡県福岡市	共働事業提案制度	平成20年度から「NPOと市がともしはたらくプロジェクト」として導入した「共働事業提案制度」は、従来の委託や補助事業とは異なる事業実施のスタイルである。 「新しい公共」の担い手でもあるNPOからの事業提案をもとに、企画段階からNPOと市が対等な立場で協議・調整を行い、事業採択後は、経費負担割合や事務役割の分担を定めた共働協定書を締結し、実行委員会を組織して事業を実施する。 NPOの専門性や機動力と、市の調整力や情報発信力を合わせることで、きめの細かい市民サービスの提供や、複雑化する社会問題・地域課題の解決、都市活力の創出等を目指している。
15	佐賀県鳥栖市	鳥栖みらい会議の設置	新たなまちづくり計画(第6次鳥栖市総合計画)の策定にあたり、市民が考え、実践する「鳥栖で生活する市民が、自分のために、みんなのためにつくるまちづくり計画」を目指して、「鳥栖みらい会議」を設置することにより、市民が主体となって計画策定に携わる仕組みを導入した。
16	宮崎県	中山間盛り上げ隊派遣事業	中山間地域では、過疎化や高齢化の著しい進行により、集落道の管理作業や地域行事、伝統芸能などの維持・運営を行う担い手の確保が大きな課題となっている。このため、集落等が単独で行うことが困難となった各種共同作業などの活動を支援するとともに、これらの支援活動を通じて都市住民と中山間地域との人的交流を促進し、中山間地域の活性化を図る「中山間盛り上げ隊派遣事業」を平成21年度から実施している。

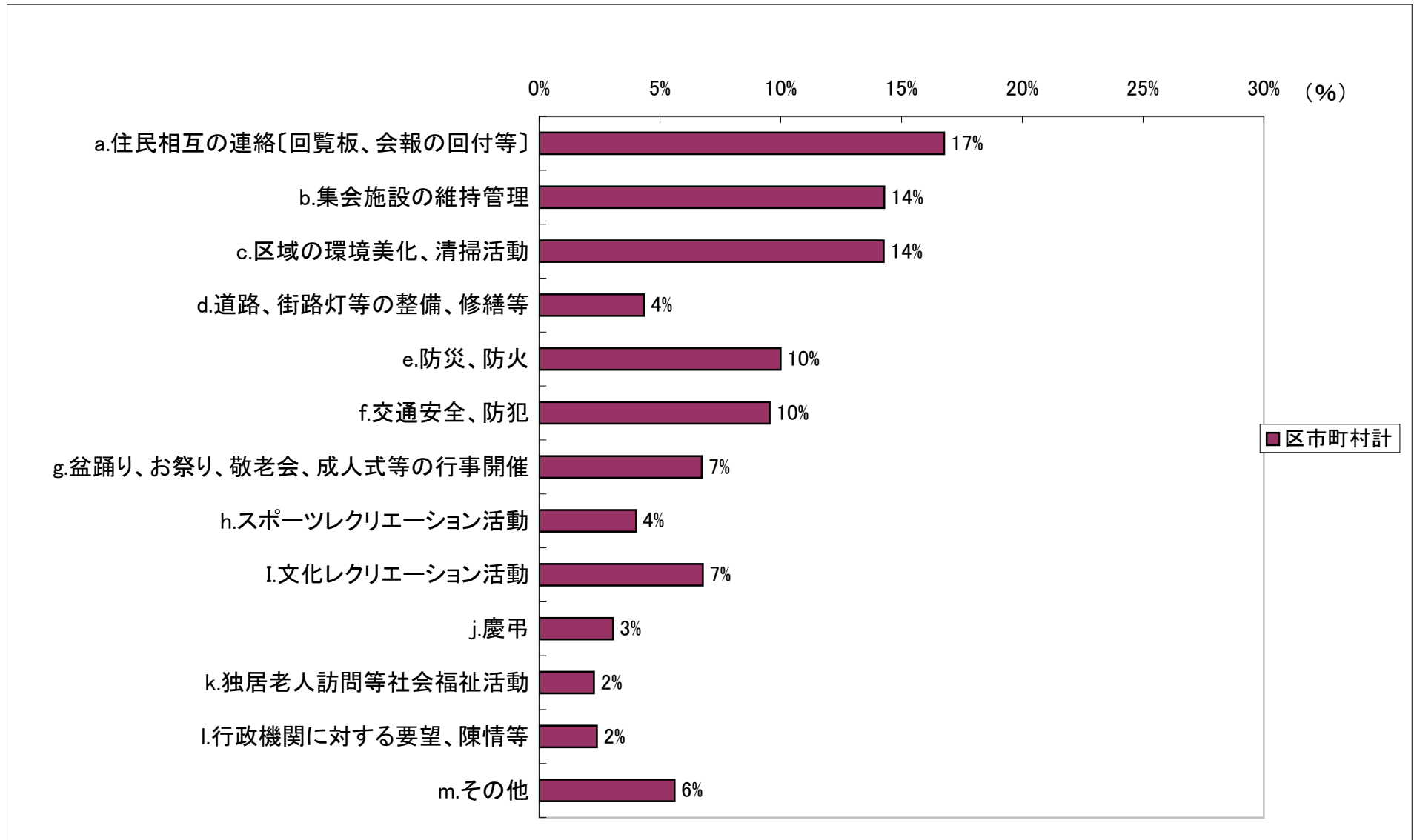
※出典:総務省HP「平成21年度行政改革の取組事例に関する調査(平成21年12月末現在)」により作成

都内区市町村における行政改革事例(地域協働の推進)

年度	団体名	取組名	取組内容
21年度	東京都国分寺市	国分寺市提案型協働事業	福祉・教育・環境など複雑化・多様化する地域の課題の解決や、市民のニーズに対して、市民の視点から事業提案をしていただき、市民活動団体と市が協働で行うことで、地域の課題解決や市民サービスの向上を図る事業である。 本事業を進めることで、①市民活動団体と市との協働事業の推進、②新たな公共の構築に向けてのツールづくり、③市民視点による行政サービスの展開、④市政の透明化とスリム化、⑤新たな雇用促進、を達成することができると考えている。 この制度は、平成19年度より3年間試行運用しており平成20年度より事業を実施
20年度	東京都稲城市	稲城市介護支援ボランティア制度	高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した交付金を交付する制度(一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に介護保険料負担を軽減するもの。)です。 高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づきこの制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的としています。
19年度	東京都足立区	あだちエコネット事業(企業提案型資源回収事業)	「あだちエコネット事業」の一環として、区と区民、スーパー等の事業者が協働で自動回収機(Reverse Vending Machine: 以下RVM)によるペットボトル店頭回収を実施。 区内のスーパーチェーン11社、29店舗にRVMを設置し、平成18年7月の事業開始から平成19年12月までに294トン、832万本を回収した。 回収ペットボトルは、RVMによってチップ状に破砕したのち、民間企業が効率的に収集し、国内でペットボトルへと再製品化(ボトルto ボトル=ケミカルリサイクル)を行う。
17年度	東京都武蔵野市	住民主体の公共サービスの提供	地域住民が主体のNPOが市の支援のもとに子育て相談、交流、情報提供、一時保育などの子育て支援事業を実施(「武蔵野市テンミリオンハウス事業」)。 市は補助金と活動拠点となる施設の無償提供により支援。補助を受ける団体は他分野の事業とともに「武蔵野市テンミリオンハウス事業採択・評価委員会」により事業内容及び活動実績を評価される。 実施主体が地元の子育て経験者(女性)が主体であるため、住民から気軽に利用できる为好評。

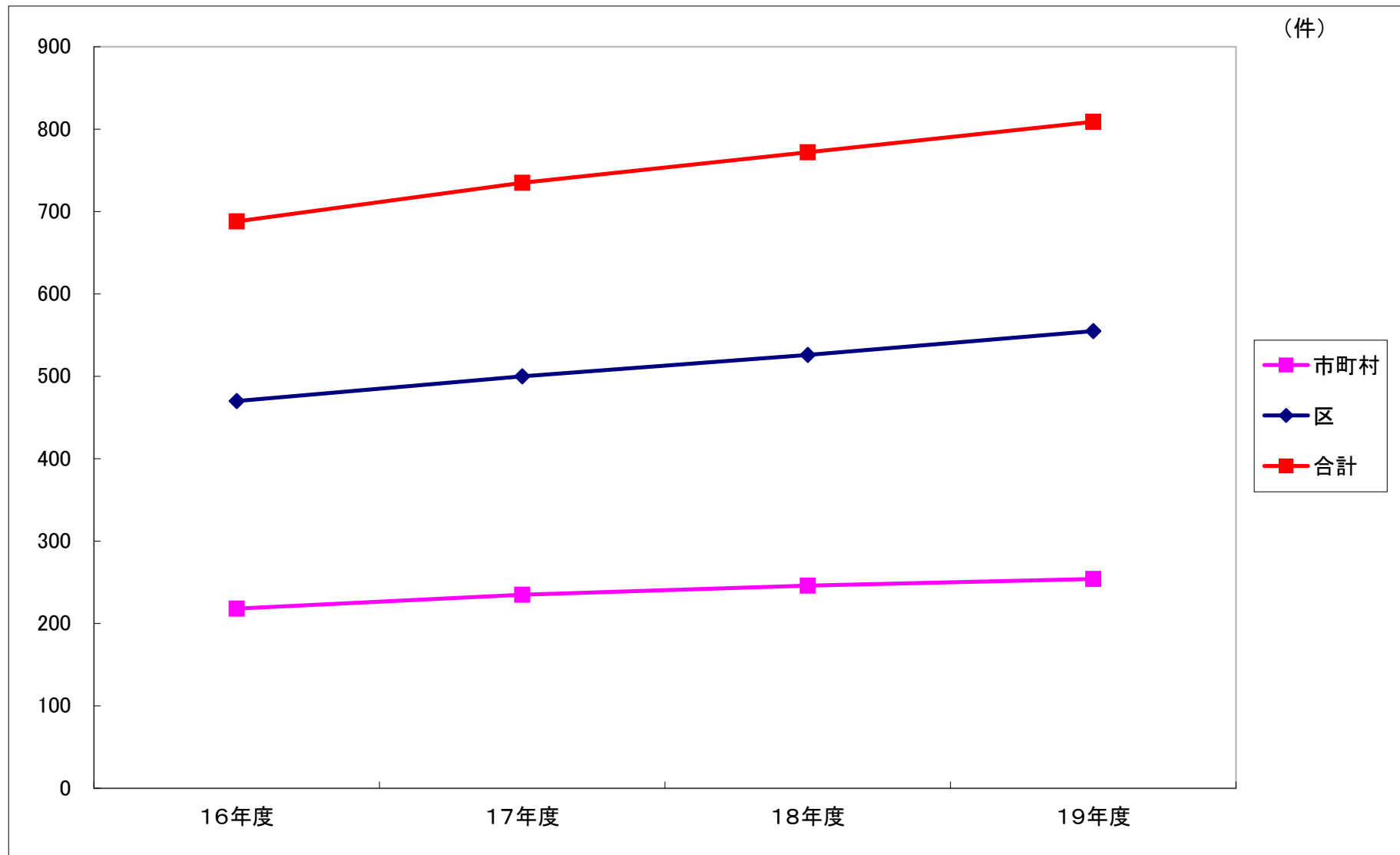
※出典:総務省HP「地方行政改革事例集(平成17年度～平成20年度)により都内区市町村分を抜粋

都内区市町村の認可地縁団体が行う活動内容(目的別)



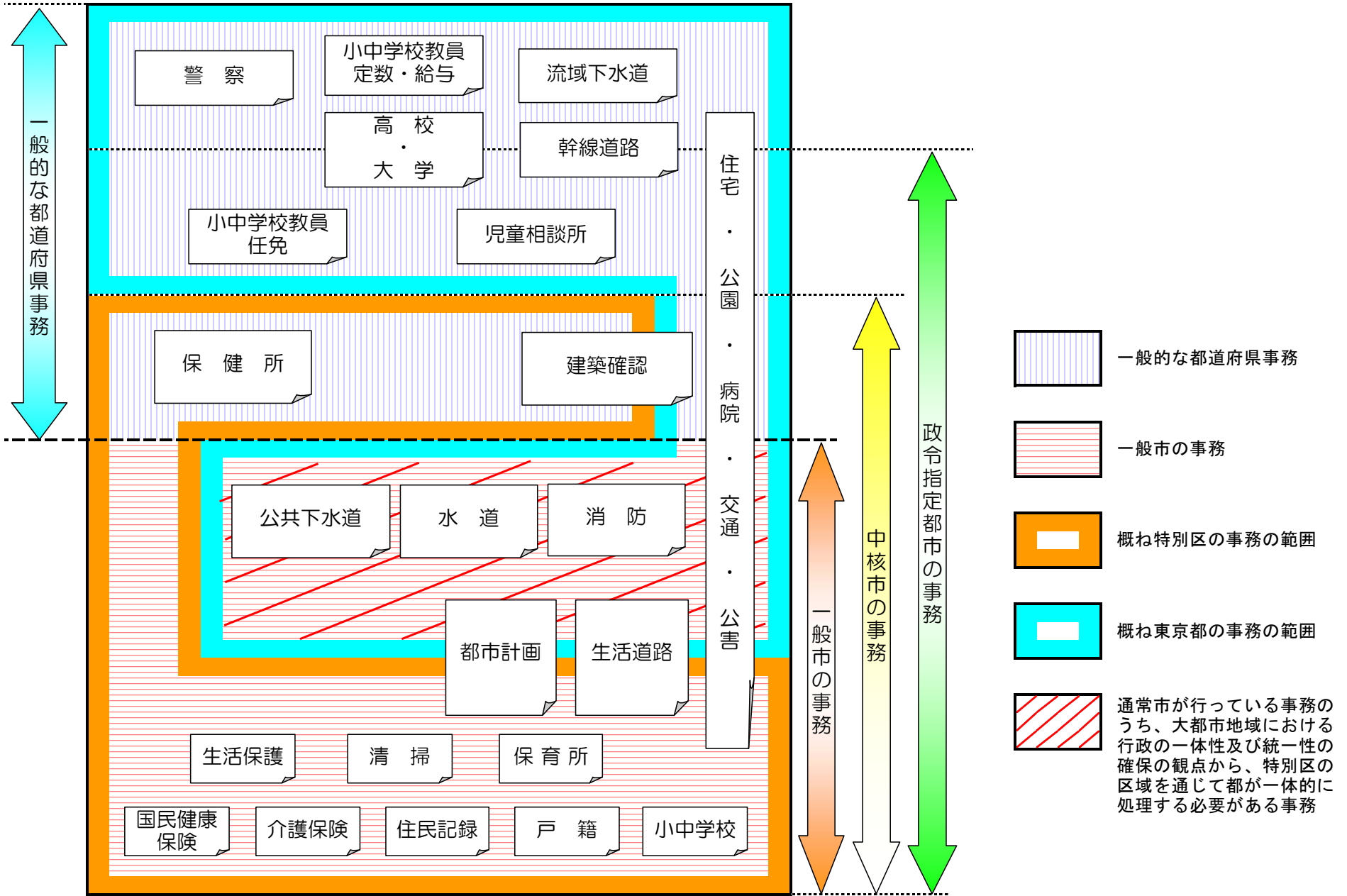
※出典：総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査」(平成20年)により作成

地縁団体の認可総数の推移(東京都)



※出典:総務省「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査」(平成20年)により作成

地方自治体の事務の範囲: 主な役割主体(例示)



都と区市町村の役割分担の原則（地方自治法）

①一般的な都道府県と市町村の関係（地方自治法第2条）	②都と特別区の関係（地方自治法第281条の2）																	
<p>地方自治法では、都道府県と市町村の役割分担を下図のように定めている。</p> <table border="1" data-bbox="286 443 1061 1123"> <tr> <td data-bbox="71 497 250 641">都道府県が 処理 (第5項)</td> <td data-bbox="286 450 533 730"> 広域にわたるもの (広域) </td> <td data-bbox="542 450 788 730"> 市町村に関する連絡 調整に関するもの (連絡調整) </td> <td data-bbox="797 450 1052 730"> その規模又は性質に おいて一般の市町村 が処理することが適 当でないと認められ るもの (補完) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="71 874 250 1018">市町村が 処理 (第3項)</td> <td colspan="3" data-bbox="286 737 1061 1117"> 都道府県が処理するものとされているものを除き 一般的に普通地方公共団体の事務（※）を処理 (ただし、その規模又は性質において一般の市町村 が処理することが適当でないと認められるもの については、当該市町村の規模及び能力に応じて これを処理することができる) </td> </tr> </table> <p data-bbox="120 1184 707 1209">※普通地方公共団体の事務（地方自治法第2条第2項）</p> <p data-bbox="120 1232 891 1305">普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又は これに基づく政令により処理することとされるものを処理する。</p>	都道府県が 処理 (第5項)	広域にわたるもの (広域)	市町村に関する連絡 調整に関するもの (連絡調整)	その規模又は性質に おいて一般の市町村 が処理することが適 当でないと認められ るもの (補完)	市町村が 処理 (第3項)	都道府県が処理するものとされているものを除き 一般的に普通地方公共団体の事務（※）を処理 (ただし、その規模又は性質において一般の市町村 が処理することが適当でないと認められるもの については、当該市町村の規模及び能力に応じて これを処理することができる)			<p>一方、特別区の存する区域での都区の役割分担は以下のように定められている。</p> <table border="1" data-bbox="1079 443 2020 1075"> <tr> <td data-bbox="1088 555 1267 699">都が処理 (第1項)</td> <td data-bbox="1294 450 1653 641"> 第2条第5項において都道 府県が処理するものとされ ている事務 (広域・連絡調整・補完) </td> <td data-bbox="1662 450 2020 641"> 特別区に関する連絡調整に 関する事務 (連絡調整) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 890 1267 1034">特別区が 処理 (第2項)</td> <td colspan="2" data-bbox="1294 647 2020 1069"> 第2条第3項本文において市町村が処理するものとさ れている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地 域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から 当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要で あると認められる事務 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1079 890 2020 1069"> 特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理する ものとされているものを除き一般的に第2条第3項 において市町村が処理するものとされている事務を 処理 </td> </tr> </table> <div data-bbox="2087 657 2163 954" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ココが 違うところ </div>	都が処理 (第1項)	第2条第5項において都道 府県が処理するものとされ ている事務 (広域・連絡調整・補完)	特別区に関する連絡調整に 関する事務 (連絡調整)	特別区が 処理 (第2項)	第2条第3項本文において市町村が処理するものとさ れている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地 域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から 当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要で あると認められる事務		特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理する ものとされているものを除き一般的に第2条第3項 において市町村が処理するものとされている事務を 処理		
都道府県が 処理 (第5項)	広域にわたるもの (広域)	市町村に関する連絡 調整に関するもの (連絡調整)	その規模又は性質に おいて一般の市町村 が処理することが適 当でないと認められ るもの (補完)															
市町村が 処理 (第3項)	都道府県が処理するものとされているものを除き 一般的に普通地方公共団体の事務（※）を処理 (ただし、その規模又は性質において一般の市町村 が処理することが適当でないと認められるもの については、当該市町村の規模及び能力に応じて これを処理することができる)																	
都が処理 (第1項)	第2条第5項において都道 府県が処理するものとされ ている事務 (広域・連絡調整・補完)	特別区に関する連絡調整に 関する事務 (連絡調整)																
特別区が 処理 (第2項)	第2条第3項本文において市町村が処理するものとさ れている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地 域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から 当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要で あると認められる事務																	
特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理する ものとされているものを除き一般的に第2条第3項 において市町村が処理するものとされている事務を 処理																		

※出典：東京の自治のあり方研究会第1回（H21.11.5）資料より抜粋

特別区と市町村の事務配分の現状

	特 別 区	市 町 村	
	<p>【現状】 ○昭和40年4月の福祉事務所の設置等、昭和50年4月の保健所、公営住宅の設置・管理等、平成12年4月の清掃事業等、数次にわたる事務移管によって、特別区の実施する事務は拡充されてきた。 ○現在は、原則として一般の市に属する事務と同様の事務を処理することとなっている。</p>	<p>【現状】 ○原則として、一般の市町村と同様の事務を処理している。</p>	
事務配分	一般の市町村では実施していない事務の区市町村の状況		
	保健所	23区全てで設置	八王子市で設置（平成23年4月に町田市で設置予定）
	特定行政庁 （建築主事設置区市町村）	23区全てが限定特定行政庁（延べ面積1万㎡超を除く）	9市が特定行政庁
	事務処理特例（H22.9現在）	1075事務	市855事務 町村281事務
	一般の市町村で実施可能であるが特別区（一部市町村）では実施していない事務の区市町村の状況		
	上水道の設置・管理	東京都水道局で実施	26市町は東京水道局で実施（武蔵野市、昭島市、羽村市を除く23市と檜原村を除く西多摩郡3町） 13市町村は各市町村で実施
	下水道の設置・管理	東京都下水道局で実施	各市町村で実施（なお、各市町間においての一部委託あり） ※但し、多摩地域では、流域下水道事業（水再生センター、ポンプ所、幹線管きよなどの基幹施設の建設・維持管理など）は、東京都下水道局が実施。
	消防	東京消防庁で実施	29市町村は東京消防庁に委託（稲城市を除く25市と西多摩郡の4町村） 10市町は各市町村で実施
	一般廃棄物の最終処分	東京都に委託	37市町村（奥多摩町・小笠原村を除く）は一部事務組合で実施。 2町村は各町村で実施。
	用途地域の 都市計画決定権者	東京都知事	28市町は東京都知事（26市と瑞穂町、日の出町） 11町村は各町村長
	任意共管事務の区市町村の状況		
	高等学校（H22.5.1現在）	中等教育学校1校（都立：高等学校118校、中等教育学校2校）	設置なし（都立：高等学校74校、中等教育学校3校）
	公営住宅（H21.3.31現在）	12,898戸（都営住宅：166,601戸）	7,818戸（都営住宅：91,375戸）
	特別支援学校（H22.5.1現在）	5校（都立：33校1分校）	設置なし（都立：22校）
	病院（H22.4.1現在）	1病院（都立：5病院）	9病院（市立：4、町立：2、一部事務組合：3）（都立：3病院）

事務処理特例制度による移譲項目一覧

22年1月現在

※「区」欄の数字は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」第2条表中の項番号に、また「市町村」欄の数字は「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」第2条表中の項番号に、それぞれ対応している。なお、数字の網掛けは町村に移譲している事務である。

区		市町村		区市町村が処理する事務	法令等	所管局	備考
条例	規則	条例	規則				
1		1		電子証明書発行手数料の徴収事務	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、同施行条例	総務局	
10の2		10の2		基幹調査に関する事務の一部（商業動態統計調査・建築工事統計調査）	統計法、同施行令	総務局 建設局	
2	1	2	1	私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校に関する認可、指導等	学校教育法、同施行令、私立学校法、同施行細則	生活文化 スポーツ局	
3				家庭用品の品質に係る適正表示遵守のための指導等	家庭用品品質表示法	生活文化 スポーツ局	
4				(削 除)	(消費生活協同組合法)		
5		3		(削 除)	(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律)		
6		4		遊休土地の実態調査及び事前確認申請の受理に関する事務	国土利用計画法、同施行令、同施行規則	都市整備局	
7		5		都市計画法による開発行為、建築等の規制に関する事務	都市計画法、建築基準法	都市整備局	
8		6		宅地造成工事の規制に関する事務	宅地造成等規制法	都市整備局	
9		7		個人、組合又は会社施行の土地区画整理事業に係る認可等に関する事務等	土地区画整理法、建築基準法	都市整備局	
10		8		市街地再開発事業施行地区内における建築行為の許可等	都市再開発法	都市整備局	
11		8の2		大都市法における建築等に規制に関する事務	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法、土地区画整理法	都市整備局	
12	2	8の3		建替計画認定の経由事務、計画整備組合に関する事務等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、同施行令、同施行規則、同施行細則、東京都都市整備局関係手数料条例	都市整備局	
12の2				優良宅地及び優良住宅の認定に関する事務	租税特別措置法	都市整備局	
13	3	9	2.3	屋外広告物の規制に関する事務	屋外広告物法、東京都屋外広告物条例、同条例施行規則	都市整備局	
14				(削 除)	(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)		
15	4			特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定申請等に係る経由事務	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、同施行規則、同施行細則	都市整備局	
15の2		10		特定建築物に係る制限の緩和に関する認定事務	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、同施行規則、同施行細則	都市整備局	
16	5			建築物の耐震改修計画の認定申請等に係る経由事務	建築物の耐震改修の促進に関する法律、同施行規則、同施行細則	都市整備局	
17	6			(削 除)	(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、同施行規則、東京都都市計画局関係手数料条例)		
18	7	11		建築許可申請等に係る経由事務等	建築基準法、同施行規則、同施行細則、東京都都市整備局関係手数料条例	都市整備局	
19		12		建築基準の特例の認定	東京都建築安全条例	都市整備局	
20		13		(削 除)	(東京都特別工業地区建築条例)		
21		14		文教地区内における建築の特例の許可	東京都文教地区建築条例	都市整備局	
22		15		駐車施設の附置に係る特例の認定等	東京都駐車場条例、同施行規則	都市整備局	
23				電気用品販売業者の指導等	電気用品安全法	環境局	
24	8	16	4	工場、指定作業場等の規制に関する事務等	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、同施行規則	環境局	
24の2		16の2		特定粉じん排出等作業計画届出の受理等	大気汚染防止法	環境局	

区		市町村		区市町村が処理する事務	法令等	所管局	備考
条例	規則	条例	規則				
25	9	17	5	身体障害者相談員への業務委託等	身体障害者福祉法、同施行令、同施行規則、同施行細則、東京都身体障害者手帳に関する規則	福祉保健局	
26		18		知的障害者相談員への業務委託	知的障害者福祉法、同施行規則	福祉保健局	
27		19		戦傷病者に対する更生医療等の給付等	戦傷病者特別援護法	福祉保健局	
28	10	20	6	重度心身障害者手当の支給事務	東京都重度心身障害者手当条例、同施行規則	福祉保健局	
29	11	21	7	心身障害者扶養年金の受給者に関する事務	東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例、同施行規則	福祉保健局	
29の2	11の2	21の2	7の2	心身障害者扶養年金の清算金受取人等に関する事務	東京都心身障害者扶養年金条例を廃止する条例、同施行規則	福祉保健局	
29の3	11の3	21の3	7の3	心身障害者扶養共済制度の加入に関する事務等	東京都心身障害者扶養共済制度条例、同施行規則	福祉保健局	
30	12	22	8	心身障害者に対する医療費の助成に関する事務	心身障害者の医療費の助成に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
31	13	23	9	母子福祉資金の貸付及び償還に関する事務等	母子及び寡婦福祉法、東京都母子福祉資金貸付条例、同施行規則	福祉保健局	
		24		東京都女性福祉資金の貸付及び償還に関する事務	東京都女性福祉資金貸付条例、同施行規則	福祉保健局	
32	14	25	10	特定施設に関する届出の受理及び整備基準適合証の交付等	東京都福祉のまちづくり条例、同施行規則	福祉保健局	
33	15	27	12	(削 除)	(東京都シルバーパス交付条例、同施行規則)		
34	16	28	13	(削 除)	老人の医療費の助成に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
35	17	26	11 11の2	母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設等に係る届出等に係る経由事務等	児童福祉法、同施行規則、同施行細則	福祉保健局	
35の2	17の2	26の2	12	認定こども園の認定等に係る申請書等の受理	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、同施行規則、東京都認定こども園の認定基準に関する条例施行規則	福祉保健局	
36	18	28の2	13の2	受胎調節実地指導員標識の交付申請等に係る経由事務	母体保護法、同施行令、同施行規則、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
37		29の5		養育医療機関指定申請等に係る経由事務等	母子保健法、同施行規則、同施行細則	福祉保健局	
38		29の5 の3		調理師免許申請等に係る経由事務	調理師法、同施行令、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
39		29の5 の4		製菓衛生師免許申請等に係る経由事務等	製菓衛生師法、同施行令、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
40	19	29の5 の5		墓地等の経営の許可等	墓地、埋葬等に関する法律、墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
41		29の5 の6		クリーニング師免許申請等に係る経由事務	クリーニング業法、同施行令、同施行規則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
42	20			特定建築物に関する届出の受理等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行細則	福祉保健局	
43	21	29の6	13の4、 13の4の2	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成等に関する事務	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
44	22	29の6 の2		食品関係営業に関する許可、指導等	食品衛生法、同施行令、同施行規則、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
44の2		29の6 の3		食品等の自主回収報告の受理、指導等	東京都食品安全条例、同施行規則	福祉保健局	
45	23	29の6 の4	13の4 の3	食品製造業等に関する許可、監視指導等	食品製造業等取締条例、同施行規則、食品衛生法	福祉保健局	
46	24	29の6 の5	13の4 の4	ふぐの取扱に関する指導等	東京都ふぐの取扱い規制条例、同施行規則	福祉保健局	
47	25	29の6 の6	13の4 の5	動物質原料運搬業に関する許可等	動物質原料の運搬等に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
48		29		犬、猫等の保護及び管理等	東京都動物の愛護及び管理に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
49	26	29の6 の7	13の4 の6	病院開設許可申請等に係る経由事務	医療法、同施行令、同施行規則、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	

区		市町村		区市町村が処理する事務	法令等	所管局	備考
条例	規則	条例	規則				
50		29の6 の8		医師免許申請、業務従事者届等に係る經由事務	医師法、同施行令	福祉保健局	
51		29の6 の9		歯科医師免許申請、業務従事者届等に係る經由事務	歯科医師法、同施行令	福祉保健局	
52		29の6 の10		歯科衛生士業務従事者届に係る經由事務	歯科衛生士法	福祉保健局	
53		29の6 の11		歯科技工士免許申請、業務従事者届等に係る經由事務	歯科技工士法、同施行令、同施行細則	福祉保健局	
54		29の6 の12		放射線照射録の検査等	診療放射線技師法(旧法含む)、同施行令(旧法含む)、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
55		29の6 の13		臨床検査技師、衛生検査技師等の免許申請等に係る經由事務	臨床検査技師等に関する法律(旧法含む)、同施行令(旧法含む)	福祉保健局	
56		29の6 の14		理学療法士及び作業療法士免許申請等に係る經由事務	理学療法士及び作業療法士法、同施行令	福祉保健局	
57		29の6 の15		視能訓練士免許申請等に係る經由事務	視能訓練士法、同施行令	福祉保健局	
58	27	29の6 の16	13の4 の7	保健師、助産師、看護師等の免許申請、業務従事者届等に係る經由事務	保健師助産師看護師法、同施行令、同施行細則、東京都福祉保健局関係手数料条例	福祉保健局	
59		29の6 の17		死体解剖資格の認定申請に係る經由事務	死体解剖保存法、施行令、施行細則	福祉保健局	
60	28	29の6 の18	13の4 の8	救急医療機関申出書に係る經由事務	救急病院等を定める省令、救急病院等の申出に関する規則	福祉保健局	
61	29			協力事業所受託申込書及び社会適応訓練申込書の受理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、同施行規則	福祉保健局	
61の2	29の2	29の5 の2	13の3 の3	育成医療に関する事務(市町村は經由事務)、精神障害者医療費助成に関する經由事務	障害者自立支援法、同施行令、同施行細則	福祉保健局	
62	30	29の7	13の5	被爆者及び健康診断受診者証被交付者に係る申請、届出等に係る經由事務	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、同施行令、同施行規則、同施行細則	福祉保健局	
63	31	29の8	13の6	健康診断受診奨励金支給申請等に係る經由事務	東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
64	32	29の9	13の7	指定医療機関の指定の辞退届等に係る經由事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、同施行細則	福祉保健局	
65		29の10		薬局の開設許可、医療用品の販売業及び貸貸業に係る指導等	薬事法、同施行令	福祉保健局	
65の2		29の11		毒物等の業務上取扱者の届出受理、立入検査等	毒物及び劇物取締法	福祉保健局	
65の3		29の12		麻薬小売業者の免許、立入検査等	麻薬及び向精神薬取締法	福祉保健局	
65の4		29の13		薬局開設者の覚せい剤原料の廃棄の届出の受理及び立会い等	覚せい剤取締法	福祉保健局	
66		29の14		薬剤師免許申請等に係る經由事務	薬剤師法、同施行令	福祉保健局	
67		29の15		医薬品等広告の監視指導	薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例、同施行規則	福祉保健局	
68	33	29の16	13の8	在宅重症心身障害児(者)訪問事業に係る申請書經由事務	東京都在宅重症心身障害児(者)に対する訪問事業の実施に関する規則	福祉保健局	
69	34	29の17	13の9	医療費給付申請書及び請求書の受理	東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則	福祉保健局	
70	35	29の2	13の2 の2	医療費助成申請等の受理等	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則	福祉保健局	
		29の3	13の3	精神障害者都営交通乗車証申請等に係る經由事務	東京都精神障害者都営交通乗車証条例、同施行規則	福祉保健局	
		29の4		精神障害者及びその家族等からの相談及び指導	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、同施行規則	福祉保健局	
71	36	29の18	13の10	在宅難病患者緊急一時入院事業における申請に係る經由事務等	東京都在宅難病患者緊急一時入院事業の実施に関する規則、東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則、東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施に関する規則	福祉保健局	
72				商店街振興組合の認可申請の受理等	商店街振興組合法、同施行規則	産業労働局	

区		市町村		区市町村が処理する事務	法令等	所管局	備考
条例	規則	条例	規則				
73	37	30	14.15	都営住宅の地元割当に係る使用予定者の選考に関する事務等	東京都営住宅条例、同施行規則	都市整備局	
74	38	31	16.17	地域特別賃貸住宅の地元割当に係る使用予定者の選考に関する事務等	東京都地域特別賃貸住宅条例、同施行規則	都市整備局	
75	39	32	18.19	特定公共賃貸住宅の地元割当に係る使用予定者の選考に関する事務等	東京都特定公共賃貸住宅条例、同施行規則	都市整備局	
75の2				路外駐車場の設置等に係る事務	駐車場法	建設局	
76				緑地保全地区内における建築等の規制に関する事務	都市緑地法	建設局	
77				風致地区内における建築行為等の規制に関する事務	東京都風致地区条例	建設局	
78				法定河川の管理等	河川法、東京都河川流水占用料等徴収条例	建設局	
79	40			公有土地水面の維持管理（ただし、千川上水に係るものを除く。）	東京都公有土地水面使用等規則、東京都公有土地水面使用料等徴収条例、東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例、東京都分担金等に係る督促及び滞納処分に係る事務手続き等に関する規則	建設局	
80	41			特別区消防団運営委員会委員の委嘱等	消防組織法、特別区の消防団の設置等に関する条例、特別区の消防団の組織等に関する規則	東京消防庁	

（参考：教育委員会における移譲事務の項目一覧）

区		市町村		区市町村が処理する事務	法令等	所管局	備考
条例	規則	条例	規則				
1	/	1	/	区市町村立学校職員の正規の勤務時間割振り、週休日指定等	学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	教育庁	
2	/	2	/	区市町村立学校職員の育児休業の承認	地方公務員の育児休業に関する法律	教育庁	
3	/	3	/	区市立学校職員の給料・旅費の支給	市町村立学校給与負担法	教育庁	
4	/	4	/	区市立学校職員の扶養手当の認定	学校職員の給与に関する条例	教育庁	
5	/	5	/	区市立学校職員の児童手当の認定、支給	児童手当法	教育庁	
6	/	6	/	区市立学校講師の報酬・費用弁償の支給	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例	教育庁	
7	/	7	/	区市立学校再雇用職員の報酬・費用弁償の支給	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	教育庁	
8	/	8	/	区市立学校職員の臨時的任用	地方公務員法	教育庁	
9	/	9	/	臨時的任用職員に係る労災保険料納付	労働者災害補償保険法	教育庁	
10	/	10	/	初任者研修・十年経験者研修の実施	市町村立学校職員給与負担法、教育公務員特例法	教育庁	
11	/	11	/	新規採用職員・新任教務主任・主幹教諭研修の実施	市町村立学校職員給与負担法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育庁	
12	/	12	/	幼稚園新規採用教員研修の実施	教育公務員特例法	教育庁	
13	/	13	/	教科書展示会会場維持管理	教科書の発行に関する臨時措置法	教育庁	
14	/	14	/	教育に係る統計調査の実施	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育庁	
15	/	15	/	成績一覧表調査委員会の運営	学校教育法	教育庁	
16	/		/	中学校通信教育の実施	学校教育法	教育庁	
文	/	文	/	文化財保護に関する届出等受理	文化財保護法、東京都文化財保護条例	教育庁	

・諸外国の国家体制及び地方公共団体の概要

・諸外国の大都市制度の比較

フランス、イギリス、イタリア、スウェーデン
韓国、ドイツ、ベルギー、アメリカ

※ベルギー、アメリカは大都市制度の資料のみ掲載

【凡例】

- (1) 二重線枠で囲まれた地方公共団体は、憲法に明記されている地方公共団体である。
- (2) 平均面積及び平均人口は、各国の面積及び人口を各国の広域自治体及び基礎自治体の数で除した数である。
- (3) 地方公共団体の団体数・平均面積・平均人口の表中右肩の数値は、日本の広域自治体(都道府県)及び基礎自治体(市町村)の数値を1とした場合の数である。

* 第 28 次地方制度調査会第 12 回専門小委員会(H16.12.3)、第 16 回専門小員会(H17.3.2)資料より抜粋

フランス

国家体制 = **単一制国家**
 地方公共団体の階層構造 = **3層制**

中央政府

地方公共団体

○中央
 ・大統領制

○地方機関

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 1999)
547,000	58,520

地方長官
派遣

地方長官
派遣

市町村長 =
 国の機関

《広域自治体》

レジオン (=国の行政区画)

・執行機関と議決機関：執行理事会（議会議員のうちから選出される議長=知事及び副議長（副議長は不在時は常務委員会委員のうち議長から一部権限委任を受けた委員）により構成）と議会。

団体数(1999)		平均面積 (km ²)		平均人口(千人)	
26	0.55	21,038	2.62	2,251	0.83

デパルトマン (=国の行政区画)

・執行機関と議決機関：執行理事会（議会議員のうちから選出される議長=知事及び常務委員会委員のうち議長から一部権限委任を受けた委員により構成）と議会。

団体数(1999)		平均面積 (km ²)		平均人口(千人)	
100	2.13	5,470	0.68	585	0.22

《基礎自治体》

コミューン (=国の行政区画)

・執行機関と議決機関：執行理事会（議会議員のうちから選出される議長=市町村長（メー）及びメーに続いて議員から選出される助役により構成）と議会。

団体数(1999)		平均面積 (km ²)		平均人口(千人)	
36,565	12.47	15	0.12	1.6	0.04

(注1) 共和国の地方公共団体は、市町村(communes)、県(département)、州(régions)、特別地位を持つ公共団体(collectivités à statut particulier)、ならびに第74条に定められた海外公共団体(collectivités d'outre-mer)である。その他の地方公共団体はすべて、必要な場合には本項に記載された1ないし複数の地方公共団体の代わりとしてその場所に、法律によって設けられる。(憲法第72条第1項)

※ 州は1980年代の地方分権改革の中で地方自治体として位置付けられた。また、2003年の憲法改正により、州は憲法上も地方公共団体として位置付けられた。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『フランスの地方自治』(2002.1)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

フランス

《広域自治体》

レジオン

デパルトマン

《基礎自治体》

コミューン

マルセイユ
リヨン

パリ

大都市制度の概要

	パリ	マルセイユ・リヨン
憲法上の位置づけ	あり(憲法第72条第1項)「特別な地位を持つ地方団体」	
法令上の位置づけ	3市を対象とする大都市法(1982.12.31公布)	
広域自治体との包括関係	デパルトマンの区域外	デパルトマンに包括される
特 徴	自治体の位置づけ ・ デパルトマンとコミューンの位置づけを併せ持つ	
	事務配分の特例 ・ デパルトマンとコミューンの両方の事務を行う	
	組織の特例 ・ 区あり ・ 区議会あり	
	国に留保される権限 ・ 警察権限(パリ警視総監)	

(注1) 区議会の数：パリ=20、マルセイユ=16、リヨン=9

(注2) マルセイユでは、16の区が2区ずつまとめられて8連合区を構成し、連合区ごとに区議会が設置されている。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『フランスの地方自治』(2002.1)、横浜市企画局(社)神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』(1998.3)、東京都政策報道室『諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その2)』(1999.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)

イギリス

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 1層制と2層制が混在

中央政府

地方公共団体

- 中央
 - ・議院内閣制
- 地方機関

※基礎データ
(全体)

面積 (km ²)	人口 (千人 2001)
243,000	58,840

(イングランド地方)

	面積 (km ²)	人口 (千人 2002)
カウンティ	109,074	22,887
ロンドン区	1,585	7,203
大都市圏ディ ストリクト	6,975	10,819
ユニタリー	12,941	8,263

二層制

《広域自治体》

GLA(ロンドン庁)

・執行機関と議決機関：
公選の首長と議会。

団体数 (2002)	面積 (km ²)	人口 (千人)
1	0.02	1,585
	0.20	7,203
		2.67

カウンティ

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
34	0.72	3,208
	0.40	673
		0.25

《基礎自治体》

ロンドン区/シティ

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
33	0.01	48
	0.37	218
		5.07

ディストリクト

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
238	0.08	458
	3.65	96
		2.23

大都市圏ディストリクト

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
36	0.01	194
	1.50	301
		7.00

ユニタリー

・執行機関と議決機関：

次の3類型のいずれか。
①公選首長と内閣制度②リーダーと内閣制度
③公選首長とカウンシルマネジャー制度

団体数 (2002)	平均面積 (km ²)	平均人口 (千人)
46	0.02	281
	2.18	180
		4.19

(注1) イギリスには憲法典はなく、イギリス議会が制定する法律及び慣習法がそのよりどころとなっている。

(注2) 地方公共団体は、イングランド地方のみのデータである。ウェールズ地方及びスコットランド地方はユニタリーのみの1層制である。北アイルランド地方はディストリクトのみの1層制である。

(注3) 基礎自治体の下部行政単位として、法律上の地方公共団体であるパリッシュと呼ばれる地域自治組織が存在する。パリッシュは、教会の教区に起源を有し、半独立的な性格を持つ。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『イギリスの地方自治』(2003.1)、自治体国際化協会『諸外国の地域自治組織』(2004.5)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)。

イギリス

《広域自治体》

GLA

《基礎自治体》

ロンドン区・シティ

大都市圏
ディスト
リクト

カウンティ

ディスト
リクト

ユニタリー

大都市制度の概要

	ロンドン区・シティ	大都市圏ディストリクト
憲法上の位置づけ		
法令上の位置づけ	London Government Act 1963 等	Local Government Act 1972 等
広域自治体との包 括関係	GLAに包括される	広域自治体の区域外
特 徴		自治体の位置づけ ・ 広域自治体と基礎自治 体の位置づけを併せ持 つ
	事務配分の特例 ・ 消防・緊急時計画以外の 広域自治体が行う事務 と基礎自治体の事務を 行う（消防・緊急時計画 はGLAが行う） ・ シティは独自のシティ 警察を有する	事務配分の特例 ・ ごみ処理・消防・緊急時 計画以外の広域自治体 の事務と基礎自治体の 事務を行う（ごみ処理・ 消防・緊急時計画は大都 市圏事務組合が行う）

〔注1〕 イギリスには憲法典はなく、イギリス議会が制定する法律及び慣習法がそのよりどころとなっている。

〔注2〕 ロンドン区・シティを包括するGLA(Greater London Authority: Greater London Authority Act 1999に基づく。)は、公選のロンドン市長、ロンドン議会、事務局、市長室及び議会事務局で構成された組織(職員約400名)と4つの実務機関(首都警察局、ロンドン消防・緊急時計画局、ロンドン交通局、ロンドン開発公社)から構成されている。広域自治体であるGLAは、ロンドン全域にわたる①公共交通②地域計画③経済開発及び都市開発④環境保全⑤警察⑥消防及び緊急計画⑦文化、メディア及びスポーツ⑧保健衛生などの分野でのロンドン全域に係る企画・調整を行い、基礎自治体であるロンドン区・シティは、住民への行政サービスを行う。

〔注3〕 上記はイングランド地方のみのデータである。ウェールズ地方及びスコットランド地方はユニタリーのための1層制、北アイルランド地方はディストリクトのための1層制である。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、田村秀『道州制・連邦制 これまでの議論・これからの展望』(ぎょうせい 2004.10)、自治体国際化協会『イギリスの地方自治』(2003.1)、横浜市企画局(社)神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』(1998.3)、東京都政策報道室『諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その2)』(1999.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)

イ タ リ ア

国家体制 = **単一制国家**

地方公共団体の階層構造 = **3層制**

中央政府

地方公共団体

○中央

・議院内閣制

○地方機関

・中央政府地方局

地方長官
派遣

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2001)
301,000	57,840

市町村長 =
国の機関

《広域自治体》

レジオーネ

・執行機関と議決機関 ・理事会（直接選挙により選出される知事と知事により任命される理事から構成）と議会。

団体数(2002)		平均面積(km ²)		平均人口(千人)	
20	0.43	15,050	1.87	2,892	1.07

プロヴィンチア

・執行機関と議決機関 ・理事会（直接選挙により選出される知事と知事により任命される理事から構成）と議会。

団体数(2002)		平均面積(km ²)		平均人口(千人)	
103	2.19	2,922	0.36	562	0.21

《基礎自治体》

コムーネ

・執行機関と議決機関 ・理事会（直接選挙により選出される市町村長(シンダコ)とシンダコにより任命される理事から構成）と議会。

団体数(2002)		平均面積(km ²)		平均人口(千人)	
8,101	2.76	37	0.29	7.1	0.17

(注1) 共和国は、市町村(コムーネ)、県(プロヴィンチア)、大都市、州(レジオーネ)及び国に区分される。(憲法第114条第1項)

(注2) コムーネ及びプロヴィンチアには、行政各部の部長を指揮し、日常的行政執行の監督・調整を行う書記(国家公務員)が中央政府から派遣されている。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『イタリアの地方自治』(2004.2)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

イタリア

大都市制度の概要

《広域自治体》

レジオーネ

プロヴィンチア

《基礎自治体》

コムーネ



	ローマ	大都市	【参考】大都市圏
憲法上の位置づけ	あり（憲法第 114 条第 3 項）	あり（憲法第 114 条第 1 項・第 2 項）	トリノ・ミラノ・ヴェネチア、ジェノヴァ、ボローニャ、フィレンツェ、ローマ、パリ、ナポリ及びこれらの都市と密接な関係のあるコムーネによって形成（地方自治法典第 22 条）
法令上の位置づけ	なし	大都市圏内の中心都市と周辺コムーネの間で形成（地方自治法典第 23 条） ※現在のところ指定されていない	※区域であり、地方公共団体ではない
広域自治体との包括関係	プロヴィンチアに包括される	プロヴィンチアの区域外	
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> 憲法において首都であることを規定 	自治体の位置づけ <ul style="list-style-type: none"> プロヴィンチアとコムーネの位置づけを併せ持つ 	
		事務配分の特例 <ul style="list-style-type: none"> プロヴィンチアの事務に加え、コムーネの事務のうち大都市行政に係るものを所掌する 	

〔注 1〕「大都市」は、「大都市圏」と同様、中心となるコムーネを含む複数の自治体からなる広域圏である。

〔注 2〕大都市の設立に際しては、中心都市の首長（シンダコ）並びに当該地域の県知事は、関係地方公共団体の発議に基づき、その代表者会議を招集。同会議は区域、組織、内部規程、権限を明記した大都市憲章の議案を採択。大都市を設置する議案は採択された後、180 日以内に関係コムーネの住民投票にかけられる。大都市に参加するコムーネの過半数により賛成の意思が示された場合、大都市設置の議案可決。この場合、同議案は州によって国会に 90 日以内に提出され、法律に照らした後、承認。

〔注 3〕大都市の組織、選挙方式、任期についての法律は検討中とされており、当面、大都市における機関相互の権限、責任の配分についてはプロヴィンチアの規定が準用される。

〔注 4〕大都市はプロヴィンチアとしての権能を持つため、大都市の区域を含んでいたプロヴィンチアの区域から大都市区域が消滅し、プロヴィンチアの区域が新たに定められることとなる。

〔注 5〕大都市は、一般的にコムーネの権限内にある事務のうち効率性・経済性の観点から広域的に行うべきである事務について、大都市設置の際に、それらのコムーネ事務に関する大都市での処理についてレジオーネが定めることができる。なお、コムーネの事務のうち大都市行政に関係しないものは、大都市を構成する個々のコムーネが処理する。

〔注 6〕2001 年の憲法改正により、大都市及び大都市圏を構成するコムーネのうちローマはイタリア共和国の首都とされた。

〔注 7〕大都市圏は人口の集中する大都市地域における行政の問題を処理するために設けられた制度。広域行政の区域指定に関する制度であり、それ自身は地方公共団体ではない。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『イタリアの地方自治』（2004. 2）、横浜市企画局（社）神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』（1998. 3）

スウェーデン

国家体制 = 単一制国家

地方公共団体の階層構造 = 2層制

中央政府

○中央

- ・議院内閣制

○地方機関

- ・レーン府

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2000)
450,000	8,940

地方公共団体

《広域自治体》

ランスティング

- ・執行機関と議決機関：議会に委員会(執行機関)が置かれる。

団体数(2003)		平均面積(km ²)		平均人口(千人)	
20	0.43	22,500	2.80	447	0.17

《基礎自治体》

コミューン

- ・執行機関と議決機関：議会に委員会(執行機関)が置かれる。

団体数(2003)		平均面積(km ²)		平均人口(千人)	
290	0.10	1,552	12.03	31	0.72

(注1) スウェーデン王国には、基礎的自治体と地域的自治体がある。自治体における決定権は、選挙された議会が行使しなければならない。(憲法第7条第1項)

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『スウェーデンの地方自治』(2004.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

スウェーデン

《広域自治体》

ランスタイング

《基礎自治体》

コミュニティ

ストックホルム
ヨーテボリ 等

大都市制度の概要

	ストックホルム・ヨーテボリ 等
憲法上の位置づけ	なし
法令上の位置づけ	なし
広域自治体との包括関係	ランスタイングに包括される
特徴	組織の特例 ・ 区あり ・ 地区委員会あり

(注1) ヨーテボリは、以前はマルメ及びゴートランドとともにランスタイングの区域外(1層制)であり、他地域におけるランスタイング及びコミュニティ双方の事務が単一の行政主体の手に一元化されていた。しかし、1997年以降、ヨーテボリ及びマルメの地域にランスタイングと同格の広域自治体であるリージョン(ヴェストラ・ヨーランド及びスコーネ)が設置され、ヨーテボリはリージョンに包括されることとなった。

(注2) スウェーデンでは2度の大規模な合併を経た後、住民参加を補填する手段として地区制の導入が議論され、「フリーコミュニティ実験」の中でエーレブロコミュニティが「地区委員会」制度を導入した。1987年にはヨーテボリコミュニティが「地区委員会」を導入することを決定し、以降、ストックホルム、マルメ、ルンドなど10ほどの比較的大規模なコミュニティが「地区委員会」を設置した。これは合併前のコミュニティを基礎として、行政効率に配慮した形でのコミュニティ内部での権限の移譲であり、住民自治の拡充に向けて「地区委員会」の導入が図られたものである。現在、ストックホルムやヨーテボリなど、大規模なコミュニティにおいて「地区委員会」が存続している。

(注3) 「地区委員会」は、法人格を有するものではなく、あくまで自治体の一機関にすぎないが、多くの権限と財源を有し、政治的代表者による運営が保障されている。

(注4) スtockホルムコミュニティは、市の区域を18の地域に区分し、1997年より各区に「区役所」として住民の日常生活に最も近い事柄について所管する「地区委員会」が設置されている。

(注5) ヨーテボリコミュニティは、市域を21の地域に区分し、21の「地区委員会」に福祉、教育、文化など市民に直接影響を与える権限を移譲している。

(注6) コミュニティ及びランスタイングの議会議員の数はその規模に応じて次のとおり定められている(地方自治法第5章第1条)。

- ・ 選挙権を持つ住民が12,000人以下のコミュニティ及び選挙権を持つ住民が140,000人以下のランスタイングは31人以上の奇数人数。
- ・ 選挙権を持つ住民が12,000人を超し、24,000人以下であるコミュニティは41人以上の奇数人数。
- ・ 選挙権を持つ住民が24,000人を超し、36,000人以下であるコミュニティ及び選挙権をもつ住民が140,000人を超し、200,000人以下であるランスタイングは51人以上の奇数人数。
- ・ 選挙権を持つ住民が36,000人を超すコミュニティは61人以上の奇数人数。
- ・ 選挙権を持つ住民が200,000人を超すランスタイングは71人。
- ・ スtockホルムコミュニティと300,000人を超すランスタイングの議員の数は101人以上の奇数人数

出典：伊藤和良『スウェーデンの地区委員会：住民自治の拡充をめざして』(生活経済政策研究所 月刊「生活経済政策」2004年12月号 2004.12)、自治体国際化協会『スウェーデンの地方自治』(2004.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂1998)

韓 国

国家体制 = **単一制国家**

地方公共団体の階層構造 = **2層制**

中央 政府

○中央

- ・ 大統領制

○地方機関

- ・ 特別地方行政機関

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2002. 12)
99, 274	47, 786

(注 1) 地方自治団体の種類は、法律で定める。(憲法第 117 条第 2 項)

(注 2) 基礎自治体の下部組織として、邑・面・洞等の地域自治組織が存在する。

地方公共団体

《広域自治体》

特別市・広域市・道

- ・ 執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数 (2003)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
16	0. 34	6, 205	0. 77	2, 987	1. 11

《基礎自治体》

市・郡・自治区

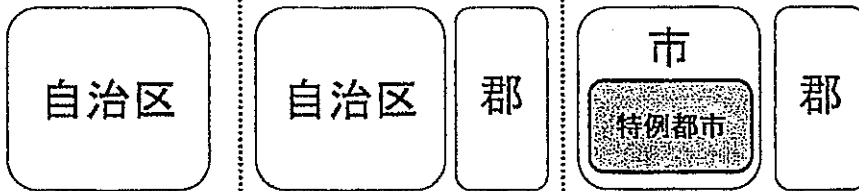
- ・ 執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数 (2003)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
234	0. 08	424	3. 29	204	4. 74

《広域自治体》



《基礎自治体》



大都市制度の概要

	【参考】 ソウル特別市	【参考】 広域市	特例都市
憲法上の位置づけ	なし		
法令上の位置づけ	地方自治法第 161 条→ソウル特別市の行政特例に関する法律	地方自治法第 8 条～第 11 条	地方自治法第 161 条の 2(人口 50 万以上の市)
広域自治体との包括関係	(広域自治体である)		道に包括される
特 徴	事務配分の特例 大都市の特殊性にかんがみ、基礎自治体の事務のうち、一定の事務については、ソウル特別市・広域市に帰属		事務配分の特例 ・道が処理する事務の一部を直接処理することとすることができる
			組織の特例 ・区域内に行政区を設置
	財政上の特例 基礎自治体の税目のうち一定の税目はソウル特別市・広域市の税目		

(注 1) ソウル特別市の地位、組織及び運営においては、首都としての特殊性を考慮して、法律の定めるところにより、特例を設けることができる。(地方自治法第 161 条)

(注 2) 広域市は現在、釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山の 6 市である。

(注 3) 人口 50 万以上の市については、道が処理する事務の一部を直接処理することとすることができる。(地方自治法第 10 条) →機構職制の設置及び廃止に関する権限(保の設置・廃止・調整等)、6 級以下の既定定員の職別調整等、道事務のうち 20 件を人口 50 万以上の市が直接処理。

(注 4) ソウル特別市と広域市を除く人口 50 万以上の大都市の行政、財政運営及び国家の指導・監督においては、その特性を考慮して、関係法律の定めるところにより、特例を設けることができる(地方自治法第 161 条の 2)。関係法律は現在作成中である。

(注 5) ソウル特別市が行う基礎自治体の事務は①基礎自治体の人事・教育等②地方財政③埋葬・墓地等④清掃・汚物⑤地方土木・住宅建設等⑥都市計画⑦道路開設・維持管理⑧上水道事業⑨公共下水道⑩観光・休養施設の設置・管理⑪地方軌道事業⑫大衆交通行政⑬地域経済育成⑭交通信号機・安全表示等の設置管理 に関する事務の一部である。

(注 6) ソウル特別市の行政特例に関する法律に基づく特例

- ・行政自治部長官が地方債券の発行を決める際には国務総理に報告。(第 4 条第 1 項)
- ・行政自治部長官が特別市の自治事務について監査をする際には、国務総理の調整を経なければならない。(第 4 条第 2 項)
- ・ソウル特別市長の処分あるいは不作為についての行政裁判請求事件の審理・議決は、国務総理所属の行政裁判委員会が管掌する。(第 4 条第 4 項)
- ・所属公務員についての叙職の推薦権は、ソウル特別市長に属する。(第 4 条第 7 項)
- ・ソウル特別市に関連した道路・交通・環境等についての計画樹立とその執行機関において関連中央行政機関の長とソウル特別市長が意見を異にする場合には、国務総理が調整する。(第 5 条)

(注 7) 基礎自治体の下部組織として、邑・面・洞等の地域自治組織が存在する。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『韓国の地方自治』(2003.11)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第 2 版 有信堂 1998)

ドイツ

国家体制 = **連邦国家**

地方公共団体の階層構造 = **2層制**

中央政府

- 中央
 - ・議院内閣制

- 地方機関
 - ・地方支分部局

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 2003)
357,000	82,540

州 (16 団体 2003.1)

- 中央
 - ・議院内閣制

- 地方機関
 - ・行政管区

地方公共団体

《広域自治体》

クライス (=州の下級行政官庁)

- ・執行機関と議決機関：公選の首長と議会。

団体数 (2001 末)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
323	6.87	1,105	0.14	256	0.09

《基礎自治体》

ゲマインデ

- ・執行機関と議決機関：議会の議長を兼ねる公選首長と議会。

団体数 (2001 末)		平均面積 (km ²)		平均人口 (千人)	
13,532	4.62	26	0.20	6.1	0.14

(注 1) …州、郡及び市町村においては、国民は、普通、直接、自由、平等、秘密の選挙に基づく代表機関を有しなければならない。郡(クライス)及び市町村(ゲマインデ)の選挙においては、ヨーロッパ共同体の構成国の国籍を有する者も、ヨーロッパ共同体法に基づいて選挙権及び被選挙権を有する。…(憲法(基本法)第 28 条第 1 項)

市町村(ゲマインデ)は、地域的共同体のすべての事項について、法律の範囲内で自らの責任において規律する権利を保障されなければならない。市町村連合も、法律の定める権限の範囲で、法律に基づいて自治を行う権利を有する。自治の保障には、財政の自己責任の基礎も含まれる。(憲法(基本法)第 28 条第 2 項)

ドイツ

大都市制度の概要

《広域自治体》

クライス

《基礎自治体》

ゲマインデ

(連邦を構成する州)



	都市州	郡独立市
憲法上の位置づけ (基本法)	あり(基本法前文)	なし
法令上の位置づけ	なし	州法
広域自治体との包括関係	クライスの区域外 ※連邦を構成する州とされる	クライスの区域外
特徴	自治体の位置づけ ・ 連邦を構成する州・クライス・ゲマインデの位置づけを併せ持つ	自治体の位置づけ ・ クライスとゲマインデの位置づけを併せ持つ
	事務配分の特例 ・ 連邦を構成する州・クライス・ゲマインデの事務を行う	事務配分の特例 ・ クライスとゲマインデの事務を行う
	組織の特例 ・ その内部に区を有する ・ 直接公選の議員からなる区議会あり	組織の特例 ・ 州によっては、その内部に区を設定することができる ・ 区には代表者会議あり

(注1) 都市州(Stadtstaat)は、州と市双方の性格を有する。ベルリン州は12の区で構成され、任期4年の直接公選の議員からなる区議会を有する。区議会から区長と理事が選任され、執行部を形成。ハンブルク州は7つの区で構成され、任期4年の直接公選の議員からなる区議会を有する。任期6年の区長は区議会議員の中から選任されるが、ハンブルク市議会の承認が必要。ブレーメン州はブレーメン市及びブレーマーハーフェン市から成る。ブレーメン市は22の区議会を有し、区議会の構成員は拘束名簿式比例代表選挙で選出され、任期は4年。ブレーマーハーフェン市は、ブレーメン市と異なり、独自の市基本条例の下、市議会や政府を有している。

(注2) 例えばノルトライン＝ヴェストファーレン州では人口10万人以上、バイエルン州では人口5万人以上の都市を郡独立市(Kreisfreie Stadt)としている。州の中で唯一ザールラント州には郡独立市が存在しない。

(注3) 例えばノルトライン＝ヴェストファーレン州の郡独立市のひとつであるデュッセルドルフ市には10の区(Stadtbezirk)が設けられており、任期4年の直接公選の議会からなる代表者会議を有する。

(注4) 州によっては、一定の人口規模以上のゲマインデが郡所属市(Kreisangehörige Stadt)として位置づけられ、クライスの権限の一部を処理する例がある。例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では人口2万5千人以上の市を中規模都市(Mittlere Kreisangehörige Stadt)、人口6万人以上の市を大規模都市(Große Kreisangehörige Stadt)と位置づけられている。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『ドイツの地方自治』(2003.3)、『地方公共団体総覧 海外編』(ぎょうせい 2004.2)、横浜市企画局(社)神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』(1998.3)、東京都政策報道室『諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その2)』(1999.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

ベルギー

(連邦を構成する地域)



《広域自治体》

プロヴィンス

《基礎自治体》

コミューン

大都市制度の概要

	ブリュッセル
憲法上の位置づけ	あり(憲法第 194 条)「ベルギーの首都であり、連邦政府の所在地」
法令上の位置づけ	なし
広域自治体との包括関係	プロヴィンスの区域外 ※連邦を構成する地域とされる
特 徴	自治体の位置づけ ・ 自治体(コミューン)・県(プロヴィンス)・地域(レジオン)の位置づけを併せ持つ
	事務配分の特例 ・ 自治体・県・地域の事務を行う

(注 1) ベルギーは、建国以来 1 世紀以上も単一制国家として存続し、1993 年に連邦制国家となった。

(注 2) ベルギーは、共同体 (Communauté) 及び地域 (Région) を包括する連邦制国家である。(憲法第 1 条)

(注 3) 共同体は、オランダ語共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体の 3 種類。地域は、フランデル地域、ワロン地域、ブリュッセル首都圏地域の 3 種類。言語をはじめとする文化的な面については共同体政府に、その他の分野とりわけ経済分野は地域政府に大きな権限を持たせている。

(注 4) ブリュッセルは、自治体としてのブリュッセルを含む 19 の自治体からなる都市圏であると同時に、連邦国家を構成する一要素としてのブリュッセル首都圏地域でもある。ブリュッセル首都圏地域は、当該地域の県としての役割も担っている。

(注 5) ブリュッセルはベルギー国内の中で唯一オランダ語及びフランス語の 2 つの共同体に属し、共同体委員会 (オランダ語共同体委員会・フランス語共同体委員会合同委員会) を有する二言語地域である。

(注 6) 1999 年のコミューン法改正で、人口 10 万人以上の市においては、区を設置することが可能となった。現在、実際に区が設けられているのはアントワープ市のみである。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、岩崎美紀子『分権と連邦制』(ぎょうせい 1998.10)、自治体国際化協会『CLAIR REPORT ベルギーの地方自治』(2001.2)、財団法人自治総合センター『新地方自治制度に関する調査研究会報告書(平成 15 年度)』(2004.3)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第 2 版 有信堂 1998)

アメリカ

大都市制度の概要

《広域自治体》

カウンティ

ワシントン
D.C.

ニュー
ヨーク
シティ

《基礎自治体》

シティ・タウン・
ヴィレッジ等

- (注1) ワシントンD.C. はいかなる州にも属さない。
 (注2) ワシントンD.C. の近隣地区諮問委員会はきめの細かい住民福祉施策を浸透させるための組織であり、その下に近隣計画委員会を設置し、約2000人に1人の割合で委員(無報酬)を選出している。
 (注3) ワシントンD.C. 市議会が議決した条例案は、連邦議会の審議を経なければならない、連邦議会は拒否権を有している。また、ワシントンD.C. 市予算は、連邦の承認を必要とする。
 (注4) ニューヨークシティは5つのカウンティ(①ニューヨークカウンティ②キングスカウンティ③クイーンズカウンティ④ブロンクスカウンティ⑤リッチモンドカウンティ)とシティ等が統合(Consolidation)されたものであり、日本における都道府県と市町村の垂直的統合に相当するものである。
 (注5) ニューヨークシティは、5つの区(borough)(①マンハッタン区②ブルックリン区③クイーンズ区④ブロンクス区⑤リッチモンド区)を有する。
 (注6) ニューヨークシティのコミュニティ委員会は1975年に住民参加と分権を促進させるために作られた。この委員会は区長が任命する50人以内の委員で構成される。

	ワシントンD.C.	ニューヨークシティ
憲法上の位置づけ (合衆国憲法)	なし	
法令上の位置づけ	District of Columbia Home Rule Act	New York City Charter
広域自治体との包括関係	カウンティの区域外 ※連邦の州にも属さない特別の団体	カウンティの区域外
特 徴	自治体の位置づけ ・ カウンティとシティ等の位置づけを併せ持つ	自治体の位置づけ ・ カウンティとシティ等の位置づけを併せ持つ
	事務配分の特例 ・ カウンティとシティ等の事務を行う	事務配分の特例 ・ カウンティとシティ等の事務を行う
	組織の特例 ・ 近隣地区諮問委員会あり	組織の特例 ・ 区あり ・ 公選の区長あり ・ コミュニティ委員会あり
	国に留保される権限 ・ 連邦議会は合衆国政府の所在地となるべき地区に対していかなる事項についても排他的立法権を行使する(合衆国憲法第1条第8節第17項)	

出典：小滝敏之『アメリカの地方自治』(2004, 6)、田村秀『道州制・連邦制 これまでの議論・これからの展望』(ぎょうせい 2004, 10)、横浜市企画局(社)神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』(1998, 3)、東京都政策報道室『諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その2)』(1999, 3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996, 9)